

見舞金支給事業

副会長 大滝 一

1. はじめに

今回の2020年3月から2023年4月までの新型コロナウイルスによるパンデミックにおいて、まずは医師会より会員の皆様に心よりお礼を申し上げたい。自宅・宿泊療養に40名ほどの先生方に担当いただき、新型コロナ診療・検査医療機関として約200の医療機関、予防接種には約300の医療機関にご協力をいただいた。新潟県においては新型コロナ感染症で亡くなった方は、5月8日の時点で、人口10万人当たり全国平均が約60人のところ、その3分の1の約21人であった。医師会員の皆様のご努力、行政や医療関係者との協力・協調の賜物で感謝に堪えない。

新潟市をみると、2020年2月29日に初の感染例が報告され、それから3年間で累計18万人ほどが感染した。そのような中、ご自身が感染したり濃厚接触者となり休診とせざるをえなかった会員の先生もおられた。そこで、休診された先生方に全国的にも珍しいと思われるが、2023年2月の理事会で協議し医師会として見舞金を差し上げることにした。

2. 見舞金規程作成

対象は、まず新潟市で診療所を開設されている新潟市医師会のA会員で、今回の新型コロナウイルス感染症において診療・検査医療機関として届け出をされた先生であることを基本条件とした。そして、先生ご自身が感染して休診となった場合には20万円、濃厚接触で休診となった場合には10万円の見舞金とした。

期間は国内で初めて新型コロナウイルス感染症例が報告された2020年1月から、2類相当から5類に変更となった2023年5月8日までとした。申請締め切りの5月末までに40名の先生から申請があったが、3名の先生方は診療・検査医療機関として届け出が確認できず対象外となった。

当初、新潟市の感染率の約20%から想定すると、届け出医200名の20%で40名と試算された

が、それよりやや少なめを見込み30名、600万円の予算とした。実際には37名が該当したが、その内訳はご自身の感染が30名、濃厚接触によるものが7名で、670万円の見舞金総額となった。6月の理事会の承認を得て、7月に見舞金を振り込んだ。

3. 見舞金をいただいて

見舞金を差上げたある先生から「医師会から見舞金をいただけるとは思っていなかった。休診による収入減に比べれば額は小さいが、医師会からの見舞いというその気持ちが嬉しい、医師会もおつなことをするものだ、有難くいただく」との言葉をいただいた。

5類に分類が変更になったからといっても、感染が完全に終息したわけではないので、まだまだ注意深い対処が必要と思われる。

最後に感染や濃厚接触で休診となられた先生には改めてお見舞い申し上げるとともに、見舞金にて医師会としての感謝の意も表したいと思う。できれば今後、今回のような見舞金が必要となることがないようにと心の中では願っている。

新型コロナウイルス感染症はスペイン風邪以来、100年ぶりのパンデミックであるが、2類相当から5類へと見直され、近い将来、医療面でも市民の認識としても真の意味で季節性インフルエンザと同等の扱いとなるものと思われる。

参考資料(新潟市医師会広報ウェブサイトに掲載)

1. 新型コロナウイルス感染症に関連して休診となった医院への見舞金について
2. 新型コロナウイルス感染症罹患等による休診に対する見舞金規程
3. 新型コロナウイルス感染症による休診に関する見舞金申請書
4. 見舞金の支給決定について
5. 見舞金の不支給決定について